

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年7月6日（金）第3431号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 公有水面の埋立ての免許の出願 (港湾空港課取扱い) 1  
○公有水面の埋立ての承認の出願 (港湾空港課取扱い) 6

## 告 示

## 鹿児島県告示第736号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成30年7月6日から同月26日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県南薩地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

指宿港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

## 1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

指宿市  
指宿市十町2424番地  
指宿市長 豊留悦男

## 2 埋立区域

## (1) 位置

## ア 全体

指宿市湊四丁目1274番8，同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地，同市湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

指宿市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面

指宿市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸，同市湯の浜五丁目3183番2の地先公有水面

## イ 1工区

指宿市湊四丁目1274番8，同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地，同市湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

## ウ 2工区

指宿市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面

## エ 3工区

指宿市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸，同市湯の浜五丁目3183番2の地先公有水面

## (2) 区域

## ア 全体

次の各地点のうち、①の地点から94度50分47秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ西側の円弧、②の地点と③の地点を結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成元年2月8日付け鹿児島県告示第214号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.90メートルにより決定）により囲まれた区域

⑤の地点から86度17分54秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑤の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑨の地点から80度19分42秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑩の地点と⑪の地点を結んだ線、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と第4号防砂堤との境界線、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と第5号防砂堤との境界線、⑮の地点と⑯の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑯の地点と⑰の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と第6号防砂堤との境界線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑨の地点と⑱の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院指宿港四等三角点（北緯31度14分27秒3952，東経130度39分05秒6392）（以下「基点」という。）から245度58分51秒218.62メートルの地点

②の地点 ①の地点から180度59分49秒214.85メートルの地点

③の地点 ②の地点から261度26分42秒37.31メートルの地点

④の地点 ③の地点から1度52分59秒221.23メートルの地点

⑤の地点 基点から211度40分42秒384.80メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から173度33分38秒152.86メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から260度01分19秒29.14メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から351度19分52秒153.48メートルの地点

⑨の地点 基点から200度19分57秒525.73メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から158度03分50秒679.76メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から244度04分30秒53.55メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から335度30分27秒79.46メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から335度30分27秒2.50メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から335度31分47秒125.89メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から335度30分46秒2.50メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から335度30分46秒114.40メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から335度30分46秒2.50メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から344度17分22秒364.72メートルの地点

## イ 1工区

次の各地点のうち、①の地点から94度50分47秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ西側の円弧、②の地点と③の地点を結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成元年2月8日付け鹿児島県告示第214号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界

線（D. L. +2.90メートルにより決定）により囲まれた区域

- ①の地点 基点から245度58分51秒218.62メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から180度59分49秒214.85メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から261度26分42秒37.31メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から1度52分59秒221.23メートルの地点

ウ 2工区

次の各地点のうち、⑤の地点から86度17分54秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点と⑦の地点を結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑤の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ⑤の地点 基点から211度40分42秒384.80メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から173度33分38秒152.86メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から260度01分19秒29.14メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から351度19分52秒153.48メートルの地点

エ 3工区

次の各地点のうち、⑨の地点から80度19分42秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ南西側の円弧、⑩の地点と⑪の地点を結んだ線、⑪の地点と⑫の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑫の地点と⑬の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と第4号防砂堤との境界線、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と第5号防砂堤との境界線、⑮の地点と⑯の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑯の地点と⑰の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と第6号防砂堤との境界線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑨の地点と⑱の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ⑨の地点 基点から200度19分57秒525.73メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から158度03分50秒679.76メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から244度04分30秒53.55メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から335度30分27秒79.46メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から335度30分27秒2.50メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から335度31分47秒125.89メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から335度30分46秒2.50メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から335度30分46秒114.40メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から335度30分46秒2.50メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から344度17分22秒364.72メートルの地点

(3) 面積

- ア 全体 34,588.01平方メートル
- イ 1工区 8,520.87平方メートル
- ウ 2工区 4,640.75平方メートル
- エ 3工区 21,426.39平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 全体

指宿市湊四丁目1274番7、1274番8、同市湊三丁目1279番2から1280番2を経て1581番7に接する護岸に至る間の土地に接する無番地、同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地、同市湊三丁目1279番

2, 1279番8, 1279番1, 1279番5, 1280番2, 1280番1及びこれに接する無番地, 1280番, 1581番7, 1581番1, 1581番及びこれに接する道路と無番地, 1581番2, 1582番6, 1582番5, 1582番1及びこれに接する道路, 1583番3, 1590番2, 1590番1及びこれに接する無番地と道路, 1591番2, 1591番1及びこれに接する無番地と道路, 1591番4, 1592番5及びこれに接する無番地と道路, 1632番2, 1633番2及びこれに接する道路と無番地, 1635番2, 1635番1, 1636番2及びこれに接する無番地, 同市湊三丁目1637番2から1640番1を経て1643番4に至る間の土地に接する無番地, 同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路, 同市湯の浜二丁目2997番2及びこれに接する道路, 2998番11, 2998番12, 2998番8, 2998番10, 3011番7及びこれに接する道路, 3026番7, 3026番6及びこれに接する道路, 3027番3, 3028番6, 3028番7, 3028番3, 3029番2, 同市湯の浜五丁目3159番2及びこれに接する道路, 3160番2及びこれに接する道路, 3165番2, 3166番4及びこれに接する道路, 3171番2, 3172番5, 3179番3及びこれに接する道路, 3180番2, 3183番2及びこれに接する道路, 3184番, 3190番及びこれに接する道路, 3191番3, 3197番2, 3199番3及びこれに接する道路, 3208番3及びこれに接する道路, 3209番, 3214番及びこれに接する道路, 3216番2, 3726番2及びこれに接する道路, 同市湊三丁目1581番7から1592番5を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸, 同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸, 同市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸の地内並びに同市湊四丁目1274番8, 同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地, 同市湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸, 同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸, 同市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸, 同市湯の浜五丁目3183番2, 3726番2及びこれに接する道路の地先公有水面

イ 1工区

指宿市湊四丁目1274番7, 1274番8, 同市湊三丁目1279番2から1280番2を経て1581番7に接する護岸に至る間の土地に接する無番地, 同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地, 同市湊三丁目1279番2, 1279番8, 1279番1, 1279番5, 1280番2, 1280番1及びこれに接する無番地, 1280番, 1581番7, 1581番1, 1581番及びこれに接する道路と無番地, 1581番2, 1582番6, 1582番5, 1582番1及びこれに接する道路, 1583番3, 1590番2, 1590番1及びこれに接する無番地と道路, 1591番2, 1591番1及びこれに接する無番地と道路, 1591番4, 1592番5及びこれに接する無番地と道路, 1632番2, 1633番2及びこれに接する道路と無番地, 1635番2, 1635番1, 1636番2及びこれに接する無番地, 同市湊三丁目1637番2から1640番1を経て1643番4に至る間の土地に接する無番地, 同市湊三丁目1581番7から1592番5を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地内並びに同市湊四丁目1274番8, 同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地, 同市湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

ウ 2工区

指宿市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路, 同市湊三丁目1640番6から1640番8を経て1643番4に至る間の土地に接する無番地に接する護岸, 同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地内並びに同市湊三丁目1640番6から1640番8を経て1643番4に至る間の土地に接する無番地に接する護岸, 同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面

エ 3工区

指宿市湯の浜二丁目2997番2及びこれに接する道路, 2998番11, 2998番12, 2998番8, 2998番10, 3011番7及びこれに接する道路, 3026番7, 3026番6及びこれに接する道路,

3027番3, 3028番6, 3028番7, 3028番3, 3029番2, 同市湯の浜五丁目3159番2及びこれに接する道路, 3160番2及びこれに接する道路, 3165番2, 3166番4及びこれに接する道路, 3171番2, 3172番5, 3179番3及びこれに接する道路, 3180番2, 3183番2及びこれに接する道路, 3184番, 3190番及びこれに接する道路, 3191番3, 3197番2, 3199番3及びこれに接する道路, 3208番3及びこれに接する道路, 3209番, 3214番及びこれに接する道路, 3216番2, 3726番2及びこれに接する道路, 同市湯の浜二丁目1860番に接する道路に接する護岸, 同市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸の地内並びに同市湯の浜二丁目1860番に接する道路に接する護岸, 同市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸, 同市湯の浜五丁目3183番2, 3726番2及びこれに接する道路の地先公有水面

## (2) 区域

## ア 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び㊶の地点と㊷の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊶の地点 基点から252度46分31秒198.10メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から178度00分30秒422.67メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から164度22分57秒349.99メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から151度50分30秒365.47メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から244度54分38秒70.02メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から345度32分32秒6.99メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から334度29分09秒38.33メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から245度48分36秒2.50メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から335度38分04秒360.61メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から345度36分17秒306.49メートルの地点
- ㊶の地点 ㊿の地点から351度28分47秒205.00メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から356度34分03秒245.00メートルの地点

## イ 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊶の地点と㊷の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊶の地点 基点から252度46分31秒198.10メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から178度00分30秒245.41メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から261度26分42秒65.37メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から351度28分47秒12.17メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から356度34分03秒245.00メートルの地点

## ウ 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊷の地点と㊸の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊷の地点 基点から210度43分54秒353.57メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から178度00分30秒177.27メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から260度01分19秒45.23メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から351度28分47秒177.23メートルの地点

## エ 3工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 基点から199度56分22秒511.76メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から164度22分57秒349.99メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から151度50分30秒365.47メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から244度54分38秒70.02メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から345度32分32秒6.99メートルの地点

- ①の地点 ㊦の地点から334度29分09秒38.33メートルの地点  
②の地点 ①の地点から245度48分36秒2.50メートルの地点  
③の地点 ㊦の地点から335度38分04秒360.61メートルの地点  
④の地点 ③の地点から345度36分17秒306.49メートルの地点  
⑤の地点 ④の地点から351度28分47秒15.61メートルの地点

## (3) 面積

- ア 全体 66,776.44平方メートル  
イ 1工区 17,400.03平方メートル  
ウ 2工区 9,762.70平方メートル  
エ 3工区 39,613.71平方メートル

## 4 埋立地の用途

緑地

## 5 出願年月日

平成30年6月25日

## 鹿児島県告示第737号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての承認の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成30年7月6日から同月26日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県南薩地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成30年7月6日

指宿港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

## 1 出願に係る官庁の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

国土交通省九州地方整備局  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号  
国土交通省九州地方整備局長 増田博行

## 2 埋立区域

## (1) 位置

指宿市湊四丁目1274番8，同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地，同市湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸の地先公有水面

指宿市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面

指宿市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸，同市湯の浜五丁目3183番2の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から94度52分24秒1,588.11メートル地点を円心とする半径1,588.11メートルの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ西側の円弧，②の地点と③の地点を結んだ線，③の地点と④の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D.L.+3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線，④の地点と⑤の地点を結んだ線，⑤の地点から87度08分49秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成元年2月8日付け鹿児島県告示第214号で竣功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D.L.+2.90メートルにより決定）により囲まれた区域

⑦の地点から86度27分41秒1,588.11メートル地点を円心とする半径1,588.11メートルの円周で⑦の地点と⑧の地点とを結ぶ西側の円弧，⑧の地点と⑨の地点を結んだ線，⑨の地点と⑩の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D.L.+3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線，⑩の地点と⑪の地点を結んだ線，⑪の地点から80度49分21秒1,600.00

メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑪の地点と⑫の地点とを結ぶ西側の円弧，⑫の地点と⑬の地点を結んだ線，⑬の地点と⑭の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑦の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑮の地点から80度27分25秒1,588.11メートル地点を円心とする半径1,588.11メートルの円周で⑮の地点と⑯の地点とを結ぶ南西側の円弧，⑯の地点と⑰の地点を結んだ線，⑰の地点と⑱の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線，⑱の地点と⑲の地点を結んだ線，⑲の地点から55度47分58秒1,600.00メートル地点を円心とする半径1,600.00メートルの円周で⑲の地点と⑳の地点とを結ぶ南西側の円弧，㉑の地点と㉒の地点を結んだ線，㉒の地点と㉓の地点を結ぶ平成29年の秋分の満潮位（D. L. +3.14メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑮の地点と㉓の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院指宿港四等三角点（北緯31度14分27秒3952，東経130度39分05秒6392）（以下「基点」という。）から244度34分45秒207.91メートルの地点

②の地点 ①の地点から180度58分06秒216.32メートルの地点

③の地点 ②の地点から261度26分42秒48.90メートルの地点

④の地点 ③の地点から351度19分35秒3.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から81度26分42秒37.31メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から0度59分49秒214.85メートルの地点

⑦の地点 基点から210度35分40秒374.29メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から173度34分55秒159.57メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から260度01分19秒41.07メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から351度18分58秒3.50メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から80度01分19秒29.14メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から353度33分38秒152.86メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から261度26分42秒35.08メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から351度21分35秒3.50メートルの地点

⑮の地点 基点から199度23分17秒516.76メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から158度02分00秒683.33メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から244度04分30秒66.17メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から335度30分27秒3.50メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から64度04分30秒53.55メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から338度03分50秒679.76メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から260度01分19秒29.04メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から349度10分32秒3.50メートルの地点

### (3) 面積

13,340.31平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

### (1) 位置

指宿市湊四丁目1274番7，1274番8，同市湊三丁目1279番2から1280番2を経て1581番7に接する護岸に至る間の土地に接する無番地，同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地，同市湊三丁目1279番2，1279番8，1279番1，1279番5，1280番2，1280番1及びこれに接する無番地，1280番，1581番7，1581番1，1581番及びこれに接する道路と無番地，1581番2，1582番6，1582番5，1582番1及びこれに接する道路，1583番3，1590番2，1590番1及びこれに接する無番地と道路，1591番2，1591番1及びこれに接する無番地と道路，1591番4，1592番5及びこれに接する無番地と道路，1632番2，1633番2及びこれに接する道路と無番地，1635番2，1635番1，1636番2及びこれに接する無番地，同市湊三丁目1637番2から1640番1を経て1643番4に至る間の土地に接する無番地，同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路，同市湯の浜二丁目2997番2及びこれに接す

る道路，2998番11，2998番12，2998番8，2998番10，3011番7及びこれに接する道路，3026番7，3026番6及びこれに接する道路，3027番3，3028番6，3028番7，3028番3，3029番2，同市湯の浜五丁目3159番2及びこれに接する道路，3160番2及びこれに接する道路，3165番2，3166番4及びこれに接する道路，3171番2，3172番5，3179番3及びこれに接する道路，3180番2，3183番2及びこれに接する道路，3184番，3190番及びこれに接する道路，3191番3，3197番2，3199番3及びこれに接する道路，3208番3及びこれに接する道路，3209番，3214番及びこれに接する道路，3216番2，3726番2及びこれに接する道路，同市湊三丁目1581番7から1592番5を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸，同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸，同市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸の地内並びに同市湊四丁目1274番8，同市湊三丁目1581番7から1590番2を経て1592番5に至る間の土地に接する護岸に接する国有海浜地，同市湊三丁目1592番5から1635番2を経て1643番4に至る間の土地に接する護岸，同市湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸，同市湯の浜二丁目2997番2から3029番2を経て同市湯の浜五丁目3216番2に至る間の土地に接する護岸，同市湯の浜五丁目3183番2，3726番2及びこれに接する道路の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ㊸の地点 基点から250度42分47秒178.96メートルの地点  
㊹の地点 ㊸の地点から177度48分55秒418.48メートルの地点  
㊺の地点 ㊹の地点から164度23分14秒345.43メートルの地点  
㊻の地点 ㊺の地点から151度23分29秒364.43メートルの地点  
㊼の地点 ㊻の地点から244度54分38秒94.68メートルの地点  
㊽の地点 ㊼の地点から345度32分32秒6.99メートルの地点  
㊾の地点 ㊽の地点から334度29分09秒38.33メートルの地点  
㊿の地点 ㊾の地点から245度48分36秒2.50メートルの地点  
㊸の地点 ㊿の地点から335度38分04秒360.61メートルの地点  
㊸の地点 ㊸の地点から345度36分17秒306.49メートルの地点  
㊸の地点 ㊸の地点から351度28分47秒205.00メートルの地点  
㊸の地点 ㊸の地点から356度34分03秒245.00メートルの地点

(3) 面積

91,628.82平方メートル

4 埋立地の用途

海岸保全施設用地

5 出願年月日

平成30年6月25日